

平成24年3月13日
総務部契約管財課

入札に係る最低制限価格の上限の引上期間の延長について

板橋区においては、区内建設業の景況を踏まえ、緊急措置として、平成24年3月31日までの間、入札に係る最低制限価格の上限を引き上げました。今般、この措置を平成25年3月31日まで、1年間延長することとしました。

記

- 1 最低制限
価格 予定価格の「10分の8.5」から「3分の2」
の範囲内で、案件ごとに定める。
- 2 適用期間 平成25年3月31日までの間の開札に係る
最低制限価格